

VI 資料の公開と利用

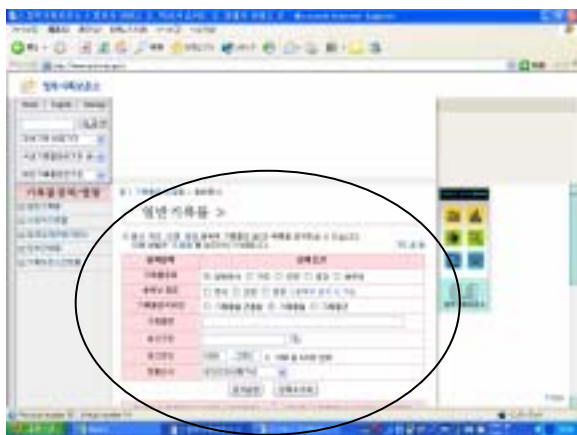
訪問した各国とも、インターネットによる情報の提供に力を入れ、目録データベースの充実やデジタルアーカイブの構築に努めている。北米については、情報公開法と国立公文書館の関係についても調査した。

1 韓国における現状

(1) 目録データベースの現状、将来計画

目録データベースはインターネットHPで公開

人名または件名で検索が可能



一般記録物検索画面

検索項目	検索条件
記録物種類	☒ 一般文書 ☐ カード ☐ 図面 ☐ 台帳 ☐ 総督府
総督府 種類	☐ 文書 ☐ 図面 ☐ 台帳 総督府 検索 時 可能
記録物検索類型	☐ 記録物綴・件 ☒ 記録物綴 ☐ 一件
記録物名	
生産機関	
生産年も	1998 - 2002 '1998' など 4 桁入力
整列手順	生産年度降

このほか、視聴覚記録物・強制連行者名簿・政府刊行物・記録保存所刊行物が検索できる。全国の国立大学には所蔵資料の目録が配置されている。

(2) 展示、HPの企画運営

2 か所に展示スペースをもつ。

国家記録展示館（大田）現況

設置背景

- ・国家重要記録物 展示 通じて 政府樹立 50 周年を 記念
- ・記録保存の大切さに関する汎国民的認識向上のために 教育庁で活用
- ・国内唯一の記録保存現場として 記録文化先進化に寄与

推進経過及 開館

- ・展示館設置計画樹立('97. 9)
- ・展示館設置工事施行('97. 10 ~ '97. 12 : 政府大田庁舎工事と併行)
- ・政府樹立 50 周年記念事業の一環で開館計画書提出
- ・1998. 8. 14 開館

展示館名称及び構成

- ・名称 : 国家記録展示館
- ・位置 : 政府大田庁舎 2 東 1 階
- ・総面積 : 164 坪(常設館 : 120 坪, 企画館 : 44 坪)
- ・構成 : イメージホール-> 伝統館-> 近代館-> 現代館

展示品現況

展示資料 : 250 点

区 分	概 要
イメージホール	記録の 出現と 移り変わり
伝統館 伝統時代	伝統時代の記録保存文化 実録の編纂と保存
近代館 大韓帝国期 日本統治期	近代的公文書制度の胎動 日本の侵略と記録保存文化の断絶 日本の支配と民族の抵抗
現代館 解放/分断 大韓民国 50 年 大統領館	解放と 大韓民国 政府の 樹立 光復 以後 国家発展の姿と 主要社でも 歴代 大統領 写真と 署名

記録文化展示館（釜山）



展示館規模

釜山地所本館 1階 210.9㎡(63.8坪)

展示品現況

イメージ ホール:写真 1点

朝鮮時代:朝鮮王朝実録など 12点

大韓帝国期:判決文、天気図、請願書軸など 12点

日本統治期:柳寛順判決文、三角測量図など 21点

政府樹立期:大韓民国憲法など 6点

大統領コーナー:大統領親筆署名、業績写真 など 37点

以上 GARSホームページによる

ホームページでは、両展示館の代表的な資料を「展示館旅行」と称してデジタル・アーカイブで見ることができるようになっている。

(3) 資料の公開制限：特に個人情報等の公開について

- ・独立運動下の資料については犯罪・裁判なども公開している。
- ・政府記録保存所が取り扱う個人情報についても保護指針を定めている。

(4) 閲覧資料と利用方法

閲覧資料

(a)土地・林野調査簿及び地籍・林野原図など財産関係書類

(b)判決文及び収容者身元帳など身分関係書類

(c)各部署で保存期間が永久30年以上で記録保存書に移管された文書

方法（請求書作成による）

(a)財産関連書類（総督府文書による） 公開

(b)身分関連書類（人事記録カード、履歴書）は理解当事者（子孫、直系親族、相続者）に限って公開 判決文も

(c)資料は電子化（光ファイバーシステム）とマイクロフィルム化を利用して閲覧

大田本所で電子化orマイクロフィルム化された資料を釜山・ソウルでもネットワークで結んで電子ファイルで閲覧するか、マイクロフィルム化されたものを閲覧する。

(5) 閲覧利用者の急増 ソウル閲覧所（首都に所在し、もっとも利用者が多い）の現状

年度別利用件数 1999年まで8000件台が2000年に19000件の倍増以上。2002年42663件。

2003年は8月までで57000件を突破（日帝時代の総督府資料のうち土地関係文書を2003年7月公開した）。8月は一日平均70～80人の利用者

(6) デジタルアーカイブズの現状と今後の課題

- ・資料のデジタル化は1998年から15年計画を立案。
- ・2002年末現在で94万7000冊を電子化済み

以上、政府記録保存所ソウル事務所での説明による

2 中国における資料の公開と利用

(1) 基本的考え方

改革開放政策と民主化の進展により、政府のための档案馆から大衆のための档案馆へと档案馆の機能が変化。加えてインターネットの急速な普及により一般大衆の档案資料への関心とデジタル化への要望が高まる。

档案馆側も現地政府の档案馆に対する重視の度合いや档案馆の社会的地位の向上は档案馆が行なうサービスに対する大衆の評価で決まると考えているので、目録のデジタル化、大型展示会の開催、表彰制度、大学等のアーキビスト養成講座など、利用者へのサービスの向上に努めている。

(2) 文書公開基準

中国も档案法で 30 年原則が適用されている。公開、非公開の基準は国家の安全、外交・民族問題、プライバシーへの配慮などから 30 年経過後も公開時期を延期できるのは上述のとおり。公開するか否かは研究者や各方面の専門家からなる鑑定委員が関連の法律や規定に基づいて判定する。北京市档案馆の場合は、145 万巻の公文書のうち、71 万巻はすでに公開しており、残る 74 万巻については公開鑑定委員会による審査待ちの状態。最終的には 80% が公開され、10% 程度が公開延期、残りは非公開となる見通し。昔はあらゆる資料を中央に集めていたが、今は地方の文書は地方から中央に転出した幹部の資料が例外的にある以外は地方で保管する方針になっている。

(3) インターネットによる情報提供

中国でもっとも早くデジタル化が進んでいると言われる北京市档案馆では目録検索と閲覧予約が自宅からできるようになっている。インターネットで検索できる目録は 2003 年現在 70 万件であるが、年内にはこれを 90 万件にする予定。明年から試験的に資料の画像データがネット上で見られるようにし、反応を見ながら 2005 年までには公文書全体の 10% を、2008 年までには 20% を、2020 年には 70% をデジタル画像化する予定。目録と同時に文書画像がインターネット上で閲覧できるようになることへの期待は高まっている。

北京市档案馆の場合

当面の事業計画

2005 年までに全ての所蔵写真、映像をデジタル化し、紙の資料についても公開できるものはデジタル化する。公開の対象となっていなくても保存すべきものはマイクロフィルム化する。

デジタルアーカイブの建設。危険を分散するため、に収めた記録を 3 セット作成し、1 セットは北京から離れた場所に保存する予定。

档案の収集から保存、利用までのプロセス全体をコンピュータで管理する体制を整備すること

ホームページを利用した資料の共有化を目指すこと

デジタルアーカイブプロジェクト

北京市内に 18 の区県レベルの档案馆があり、北京市周辺の華北地区の档案馆の資料や図書館、博物館との協力関係も視野に入れて、20 年を経過した歴史資料のみならず最近の公開資料をも電子資料として共有化するためのネットワーク作りを検討中。

北京市のインターネット人口と普及率

北京市のインターネット人口は約 400 万人、普及率は 55.5%（日本のインターネット普及率は 54.5%で韓国に次いで世界 10 位。中国のインターネット人口は約 6000 万人で米、日に次いで世界第 3 位であるが、普及率では国全体では約 5 %。' 02 年）。ホームページは、96 年に開始した当時のアクセス数が月 500 件であったが、2000 年 12 月から目録の検索ができるようになって以来、月平均 2 万件に増加した。



北京市档案馆の電子化作業

(4) 公文書の所在確認

どこにどういう資料があるかという情報を提供するために、「1983 年から 1999 年までの档案事業発展計画」に基づいて国レベルの档案馆に档案目録センターの設置が進められている。

中央档案馆が中心となって「全国革命歴史档案資料目録センター」を設立。これまでに 2600 件の簿冊目録を採集し、全国 20 の省、市、自治区から提供を受けた件名目録 79 万 8000 件をもとに目録集「革命歴史档案簿冊（全宗）通覧」上巻を編集出版している。

第一歴史档案馆（北京）が中心となって「全国明清档案資料目録センター」を設立。これまでに 677 件の簿冊目録を採集し、データベース化するとともに、目録集を「明清档案通覧」として編集出版した。

第二歴史档案馆（南京）が中心となって「全国民国档案資料目録センター」を設立。これまでに簿冊目録情報 14522 件を採集し、データベース化するとともに、目録集「民国档案全宗通覧」を編集出版した。

このほかに、各省、直轄市、自治区に「省レベル歴史档案資料目録センター」を設立、最終的に全国規模の歴史档案資料検索体系の構築を計画中。

(5) 現用文書の公開

現用文書公開の現状

中国ではインターネットの急速な普及と情報化の加速に伴い、政府の情報公開や個人のプライバシー保護を法制化すべしとの声が少なくないが、今のところ情報公開法や個人情報保護法のような法律はまだできていない。しかし一部の地域では、独自の条例を設けて現用文書の公開を行っている。たとえば広東省深セン市档案局は2000年4月、全国に先駆けて「文献档案資料サービスセンター」を開設し、試験的に現用文書を公開している。その後、青島市、武漢市、陝西省、江西省、常熟市（江蘇省）などの档案館でも現用文書の公開に踏み切っている。

常熟市（江蘇省）のケース

2001年5月に「常熟市文書資料サービスセンター」を立ち上げて現用文書の公開業務を開始した常熟市档案館のケースでは、市の政府機関、公共団体、事業所など130の機関から法規、公益、公共サービスに関する2000件の文書と各種法規資料500冊を公開している。同時に、1949年から1999年までの国と地方に関する法律、条例、契約書の本文などのデータベースをインターネットで収集するシステムを構築し、常熟市以外に関する情報をも公開している。

情報公開の対象

档案館が行なう現用文書の公開は今のところ政府が一般大衆に広く周知せしめる必要のある法律、規則、政策に関するものが中心であるが、大衆の生活や産業に直接関係のある就職、労務人事規定、給与、年金、各種社会保険、公共事業、住宅、水道、電気等に関するもので秘密指定のないものは公開する地域も現れている。このほか、政府刊行物、マイクロフィルムによる複製品、映像、音声資料などを独自に作成して販売している档案館もある。

今後の傾向

今のところ地元政府と地元党委員会の支持を得て試験的に実施している域を出ないが、法規や政策の周知という法治国家に向けての政府の側の要請と昨秋のSARS事件以降国民の間に「知る権利」(知情権)や「情報公開」(情報開放)に対する意識が強くなりつつあり、档案館が主体的に現用文書の公開にかかわるケースは今後とも広がる傾向にある。

3 アメリカにおける資料の公開と利用

(1) NARA の目録データベース

データベース名：ARC [Archival Research Catalog]

http://www.archives.gov/research_room/arc/

概要：2002年秋、NAIL [NARA Archival Information Locator] から ARC にシステムを全面移行。オラクルをベースとしたリレーショナルデータベースで、産業界の答申などもにらみながら、5年くらいを目処にXML化する可能性を模索中である。ARCの検索数は1ヶ月あたり45,000。NARAのホームページのアクセスの3分の1は展示のページで

ある。所蔵資料目録データベースにデジタル画像がリンクしている。画像があるもののみの検索も可能。NARA はこれらのデジタル画像の大部分の使用について、パブリックドメインであるとして特段の使用許可を求めている。(所蔵先明記が望ましいとしている)

データ点数：画像の有無を問わず、現在検索可能な件数は所蔵資料全体の 20% (2007 年までに 95% を検索可能にする計画)。デジタル画像 124,000 点をリンク。

検索方法：記述目録のキーワード検索。デジタル画像の有無、資料年代、資料所蔵場所、資料種別で絞込みが可能。検索ページで使用している項目名等については説明がリンクしており、用語の意味や内容等を確認できる。Advanced Search では、資料群番号や団体名、個人名、トピックなどでも検索できる。団体名・個人名・トピックは索引が形成され用語がコントロールされており、索引検索を行って索引にある語にリンクしたデータを探すようになっている。(統制語による検索) 統制語の外部典拠として The Getty Thesaurus of Geographic Names, The Art and Architecture Thesaurus, 1977-1999 Retrospective Library of Congress Name Authority File を使用、このほか NARA 独自に Organization Authority File, Program Area Thesaurus, Topical Subjects Thesaurus の 3 つの典拠ファイルを作成している。

(2) NARA ホームページの教育普及活動

オンライン展示 Exhibit Hall

http://www.archives.gov/exhibit_hall/index.html

常時 30 本以上のオンライン展示が見られる。過去の展覧会を元にしたもの、NARA の所蔵品からテーマごとに作成したもの、大統領図書館が作成した過去の大統領の伝記的なものなど。デザイン、内容とも充実。

HP で入手できるデジタル教材

Digital Classroom

http://www.archives.gov/digital_classroom/index.html

このコーナーでは、NARA の所蔵する資料を教材に使うための様々な情報が集められている。Teaching With Documents のコーナーでは、1754 年～現在までのアメリカ史を 8 期に分け、それぞれさらに細かく項目分けして、詳細な解説と資料のデジタル画像を提供している。教員向けの資料を使った授業のためのワークショップも依頼に応じて全国で行っており(出張費用は依頼先負担) また ISDN やビデオ会議システムによるオンラインワークショップも開催している。

(3) NARA が参加するデジタルアーカイブプロジェクト

Our Documents : National Initiative on American History, Civics and Service

<http://www.ourdocuments.gov/>

アメリカの歴史に残る 100 の記念碑的重要資料を核にして、民主社会の市民としての権利と義務について考え、子どもたちに教育しようという国のプロジェクト。HP には 100 点の画像・解説のほか、教材提供や様々なイベントについての情報を掲載。

(4) 情報公開法の公文書館への影響

アメリカの情報自由法の概要

一般に「情報自由法」(FOIA)と呼ばれる法律は、1946年に制定された「連邦行政手続法」の行政情報へのアクセス規定(第3条)の改正(1966年制定)である。第3条が行政側に多くの裁量を与えたためにアクセス権を保障するという本来の趣旨とは反対に情報不開示理由として利用されたことに対する反省に基づいている。情報自由法では開示対象となるのが「連邦政府」の「行政機関の記録」と定義されている。「行政機関の記録」は、連邦記録法(1950年制定)に規定されている「記録」(法により作成が義務づけられている記録)だけでなく行政機関が「作成または取得」し「管理」しているもので「電子形態も含むいかなる形態のもの」と広義に解釈されている。

情報自由法と公文書館制度

情報自由法は、公文書館制度を包含する形で行政府の現用文書も含めて開示の対象としている。例えば、レコードセンターに既に移管されておりリテンションスケジュールによれば廃棄される文書が、情報公開請求で開示されてしまうという事態も起こりうる。情報公開で開示された文書は、各省庁の開示窓口やホームページにあるFOIA閲覧室でも閲覧できるようになってきている。このため、本来リテンションスケジュールによれば廃棄されている記録のコピーが情報公開窓口やホームページで公開されることもあり得る。

米国の情報公開制度の特長は、行政手続法、情報自由法、連邦記録法、国立公文書記録管理局法、国家安全保障秘密情報に関する大統領命令(EO12958)といった「記録のライフ・サイクル」にそった多くの法律、規則、制度が関連しながら制度を維持している点である。さらに、重要なのは、以下のように記録作成が法律で義務付けられている点である。(44 USC Chapter 3101)

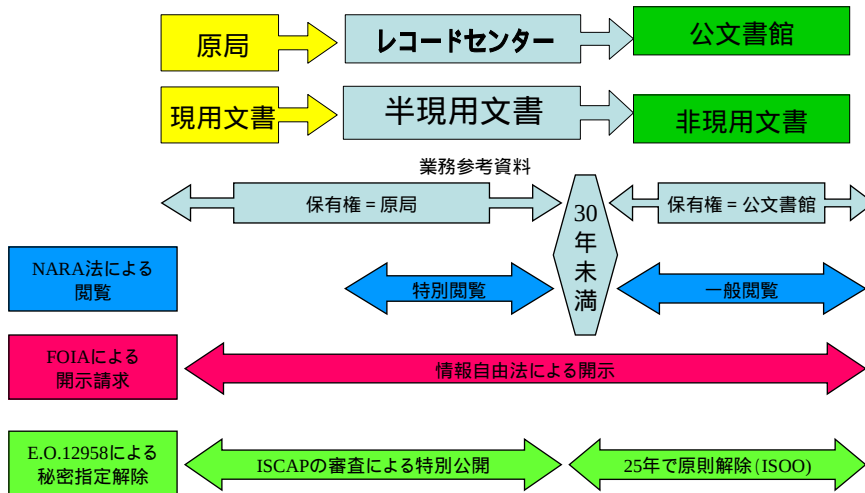
「各連邦機関の長は、当該機関の組織、機能、政策、決定、手続き、基本事業等が適切に記載され、かつ政府および、当該機関の活動によって直接の影響を受ける人々の法的・金銭的権利を守るのに必要な情報が記載された記録を作成し、保存しなければならない。」

(安藤正人訳)

我が国の制度と異なり、国立公文書館が保存している記録や文書も情報公開制度の対象となる。閲覧制限(機密、個人情報等)がある記録についても公開請求が出来る。機密指定(大統領命令による)された文書も、ある時期がくれば原則自動的に指定解除され公開される。機密指定情報の開示については、NARAの情報安全保障監督局(ISO)が担っており、1996年から5年間で8億9500万ページの指定解除をした。

米国の公文書館制度と情報自由法等による関係を図にするとつぎのようになる。

アメリカ合衆国型（重複型）



安藤正人『記録史料学と現代』（吉川弘文館、1998年）をもとに作成。

電子情報自由法と NARA との関係

情報自由法の記録の定義は、当初から記録の形態を問わないものであった。そのため、電子情報も当然含まれると解釈されていた。しかし、急速に広まった電子メールや電子媒体の普及の結果、これらの電子情報全てを対象とすることに行政内部から異論が出た。そこで議会は、1996年、電子情報自由法（EFOIA）制定し、電子情報も法の対象として含まれていることを確認するとともに、行政府が積極的に電子媒体で政府情報を自動開示することで情報開示請求による行政コストの削減を目指したのである。さらに開示請求者が利用出来るフォーマットで情報提供することも義務づけられている。そのため各省庁のホームページ上のように NARA の管理外で記録が公開されたり管理されたりする状況が生まれている。この点について、NARA のベラード副館長は、電子政府の到来によって伝統的な文書管理は機能しなくなりデスクトップ上での管理が必要となっていると語った。これまでの NARA を中心とした文書管理制度が形骸化してきているといえる。形態にとらわれずに電子情報を統一的に維持管理する方法を検討する NARA の Electronic Records Archives Program や E-Government Electronic Records Management Initiative は、急速に発展する電子政府に危機感を感じた NARA の対応である。

4 カナダにおける資料の公開と利用

(1) カナダ国立公文書館ホームページで提供している ArchiviaNet について

（カナダ国立公文書館 ArchiviaNet の担当 Michael Eamon 氏の説明による）

カナダにおけるアーカイブの歴史・特徴

2つの異なった伝統を一つに統合した総合的なアーカイブ。パブリックとプライベートな記録の統合。あらゆるメディア、文書、AV、写真、地図データの統合。

国立公文書館 HP のリサーチツール、ArchivaNet の概要

ArchiviaNet は 1994 年に brochureware (簡単な説明書のホームページ) として出発した。開館時間や場所などの基本的な情報を、簡素なホームページで公開。1999 年、一般利用可能なリサーチツールとしての ArchivaNet 公開。当初は CD-ROM 化されていた資料をホームページで公開し、その後収集資料のデータベース公開を増やしていった。現在、30 のデータベースの検索が可能。将来的にはデータを XML 化し、すべてのデータベースの横断検索を可能にする構想で、ユーザー中心のアプリケーションをめざす。

テーマ別ガイド [Thematic Guides]

アーキビストが専門知識を駆使して作成したテーマ別のガイドを提供。目録へのリンクがある。目録は階層的に整理され、各階層 (Fonds, Sous-Fonds, Series-, Files, Item。Item-level はごくわずか) について内容記述 [description] がある。現在 Fonds、S-Fonds、Series レベルでは 95% がアクセス可能だが、File、Item レベルではまだ 3% 程度。

デジタルコレクションの内容

すべての画像には記述情報がリンクしている。各アイテムについて出所 [provenance] 等の内容記述 [description] が不可欠。

iii ヴァーチャル展示室ほか

展示室はホームページには不可欠である。公文書の内容を知って利用する利用者は極めて少ない。いかに一般市民の関心を引くか、展示室の内容は重要な意味を持つ。歴史に関心を持ってもらうためにヴァーチャル展示室を利用

事例紹介：Mackenzie King 首相の日記→1893 年から 1950 年と長年にわたるカナダの歴史を知る上でも貴重な記録。遺言で公開が可能となった。データベースは日付やキーワードで日記の内容を検索できる。そのために日記を OCR でスキャンしこれを検索データに加えている。フルテキストデータベースである。ただし、日記のオリジナルは手書きで OCR での読み取りは不可能なのでに公開のために作成されたタイプ原稿を利用している。現状で手書きの文書の OCR での読み取りは時期尚早と考える。300 から 600dpi で JPEG を採用。

他のデジタル資源に関するリンクページや公文書館の年報、報告書類を電子化して提供するページがある。

iv 特徴：トータルアーカイブ

- ・ 30 の異なるデータベースを 1 つのウェブ上で検索することが可能。(将来的には

XML 化で統一的に検索を可能にする)

- ・パブリック（公文書）とプライベート（私文書）の記録が同時に閲覧可能。
- ・記録の各レベルでの説明がありアクセスが可能となっている。
- ・フォンドレベルのコレクションは 2,800 万の写真、10,000 の電子化記録、500,000 の内容記述データを含む。

(2) カナダの情報アクセス法〔The Access to Information Act〕と国立公文書館

情報アクセス法制定の経緯

1982 年 6 月 9 日制定（プライバシー法と同時）

1983 年 7 月 1 日施行

1986 年に議会により詳細な評価が行われ翌年報告書が提出された。法改正は行われず運営方法の改善が図られた。

1998 年 11 月改正。これにより記録の不当な廃棄、改竄等が違法となり最高 2 年の懲役または 1 万ドルの罰金。このほか 2 回改正。最近では 2001 年 11 月に米国の 9.11 を受けた対テロリスト法に基づいた改正が行われた。

情報技術の発展によって政府情報の作成、保存、通信、管理方法が根本的に変化している。この変化に対応するために内閣予算庁〔Treasury Board〕に Andree Delagrave をヘッドにした情報アクセス評価タスクフォースが設置され 2002 年 6 月に Access to Information: Making it Work for Canadians として発表された。報告書は「政府の情報は、知識社会〔knowledge-based society〕において国民が学ぶ上での基本的な公共の資源であり、カナダが発展し競争に勝つためには、あらゆる手段によって簡便かつ広く利用されるようにしなければならない」との情報アクセス法の基本的な考えに基づいて情報化を踏まえた積極的な情報アクセス法の見直しを行い多くの改善策を提言している。以下、同報告書から情報アクセス法の概要を紹介する。

情報アクセス法の概要

目的：情報アクセス法の目的は政府の公開制、透明性、説明責任を担保するためのものである。

対象機関：司法、立法、行政に携わる連邦政府機関と公的な性格を持つ関連機関等である。対象となる機関は法律にリスト化されている。民営化された公的機関への対応など 2002 年の報告では対象機関の見直しが行われている。（米国は基本的に行政機関のみが対象で、司法、立法府とも以前から公開が原則である。）

各政府機関での法律の運用は原則的に各政府機関の長が責任を負う。なお、議会では「議会特権」によって守られた記録、政党の記録等が情報アクセス法の対象とならない。

iii 対象となる記録：政府機関の管理下にある記録

- ・「記録」〔records〕の定義（3 条）

「記録」とは複製も含めて、あらゆる形態、内容のものを含む。通信記録、メモ、出版物、

地図や設計図、写真、図面、機械可読記録、マイクロフィルム、映画、ビデオテープ等。当然、電子メール等も含まれる。

この定義はカナダ国立公文書館法で定義する広義の「記録」と鏡映〔mirror〕である。(米国の場合は情報自由法での定義のほうが広義に捉えている)カナダ国立公文書館の「記録」は単に公的記録だけでなく国民の遺産〔heritage〕とし価値を持つ記録を含んでいる。

iv 政府組織の「管理下にある」〔under the control〕の定義

法律では「管理」の意味を厳密に定義していない。原則として物理的に政府の所有下にあるものを差し、政府組織で作成、保存、利用されている記録と理解されている。しかし、何をして「管理」とするのかについては議論が分かれており 2002 年の報告書ではガイドラインの制定を示唆している。ただし、政府組織〔government institutions〕には大臣官房〔Ministers' offices〕は含まれていない。そのため各省庁の大臣にのみ帰属する記録は対象外として扱われている。この点に関して 2002 年報告書の時点で裁判中である。流れとしては含まれる方向にある。

役人が作成した個人メモに関しては米国と同様に個人メモがあくまでも個人のためのものである(備忘録程度のもの。memory joggers)場合は対象外である。もしそのメモが他の人に回覧され、何らかの業務的な価値を持つ場合は「管理下にある」と解釈される。

記録管理について (Chapter 9)

情報アクセス法が適切に運用され利用されるためには適切な記録管理が不可欠である。しかし、報告書によると次のような問題が発生している。

- ・電子化によって作成される記録量が膨大になった。
- ・電子記録が一般化したために紙記録が無視されるようになった。
- ・情報管理予算が 90 年代に予算カットの最初の対象となった。
- ・米国と同様、パソコンの普及により個々の役人が記録管理を行うようになった。
- ・予算削減によって各省庁に管理権限を移管したために中央(公文書館)による管理が出来なくなっている。

国立公文書館が 2000 年に行った調査では情報アクセス法が記録の作成や管理に影響を与えた証拠は無いとのことである。〔The Access to Information Act and Record-keeping in the Federal Government: www.atirtf-geai.gc.ca/paper-records1-e.html〕

政府の記録管理に関する法律は次の通り

- ・ The National Archives of Canada Act
- ・ The National Library Act
- ・ The Access to Information Act
- ・ The Privacy Act

- ・ The Policy on the Management of Government Information Holdings
- ・ The Government Security Policy
- ・ The Government Communications Policy
- ・ And the policies on access to information and privacy and data protection

一般的に役人はそれぞれの法律や制度を十分に理解しているとは言えないと報告書は結論づけている。つまり政府全体を見渡した記録管理体制は不十分である。そのため内閣予算庁〔Treasury Board〕と公文書館が協力して新しい記録管理体制を検討中で、その柱となるのが電子記録管理〔electronic record-keeping〕である。

機密指定制度について〔Government Security〕は情報アクセス法と時を同じくして制定されており情報アクセス法の開示の例外規定と対応している。

カナダの特長は記録管理や情報公開（記録のライフサイクル全般）に公文書館が中心となり内閣予算庁〔Treasury Board〕や国立図書館と協力して当たる点にある。

カナダの情報アクセス法のよりよき運用のためには適切な情報管理が不可欠であり、そのためには職員の研修や教育ガイダンスを積極的に進めなくてはならないと報告書は結論づけている。その責務は国立公文書館と内閣予算庁事務局〔Treasury Board Secretariat〕がになう。